

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：43件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環ポンプ（A）軸シール水温度記録計の打点に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
2	1号機	復水前置ろ過装置ろ過器用逆洗水受タンクのレベル低側スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
3	2号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）入口電動弁に動作不良（赤ランプ点灯しない）が認められたため、当該駆動装置を点検・修理	C	4月30日再審議にて グレード変更 D → C
4	2号機	タービン建屋機器ドレンサンプポンプ（A）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
5	2号機	残留熱除去A系原子炉圧力容器注入弁の弁開閉表示に動作不良が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
6	2号機	中性子計測系起動領域中性子束モニタチャンネル（E）に指示値不良が認められたため、当該チャンネルを点検・修理	D	
7	3号機	計算機室換気空調系空調機（屋外設備）の点検において、空調機、冷水ポンプの本設架台及びドレン配管、外灯他に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	配管トレンチ（タービン建屋大物搬入口屋外）のコンクリート製上蓋の端部の割れより雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・補修	D	
9	3号機	活性炭ホールドアップ建屋地階空気圧縮機室の機器ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
10	3号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプポンプ（A、B）のシール水弁（2台）のグラウンド押さえ及びボルト・ナットに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
11	4号機	取水設備スクリーン監視用カメラ装置の点検足場に腐食が認められたため、当該足場を点検・補修	D	
12	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）の軸受振動記録計のデジタル表示及び記録用紙送り機構部に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	タービン建屋東側屋外の北側立坑内壁面の貫通配管（補機冷却海水系配管）用ラバーブーツに破れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	4号機	復水貯蔵タンクの換気用マンホールの蓋に錆が認められたため、当該蓋を補修・塗装	対象外	
15	4号機	ケーブルトレイ（復水貯蔵タンク西側）に腐食が認められたため、当該トレイを点検・修理	D	
16	4号機	階段（屋外非常用ディーゼル発電機（A）デイトン室前）の手摺部に錆が認められたため、当該部を補修・塗装	対象外	
17	4号機	補機冷却海水系ポンプ（A）出口弁のハンドルのグリップに破損が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
18	4号機	消火栓（逆洗弁ピットに設置）の配管サポートに錆が認められたため、当該サポートを補修・塗装	対象外	
19	4号機	タービン建屋2階換気空調系排気処理装置の点検口の止め金具（1個）に破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	対象外	
20	4号機	所内用空気系空気圧縮機（B）のベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
21	4号機	消火栓（タービン建屋大物搬入口屋外に設置）の架台に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	4号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ出口空気駆動弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
23	4号機	復水脱塩装置樹脂再生薬品系硫酸貯蔵タンク及び苛性ソーダ貯蔵タンクのオーバーフロー配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
24	4号機	復水脱塩装置再生用水ポンプ（B）駆動電動機用電線管サポート固定用止め具に外れが認められたため、当該止め具を取付	対象外	
25	4号機	復水脱塩装置空気圧縮機のグラウンド部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	4号機	主タービン電気油圧式制御装置高圧油ポンプ（B）出口配管フィルタ（2台）に油のにじみが認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	
27	4号機	避雷針接地線用電線管のサポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
28	5号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン（B）から給気ファン（A）への切替操作において、給気ファン（A）に「過負荷／トリップ」の警報発生が認められたため、当該ファンを点検	D	
29	5号機	プロセス計算機に移動式炉内計装系制御盤の不具合を示す警報が表示され確認したところ、移動式炉内計装系駆動制御装置（C・D）に回路の不具合と考えられる「検出器位置信号異常」警報が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
30	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃液スラッジ貯蔵タンク（B）のレベル計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
31	5号機	タービン建屋地階西側トレンチ内の残留熱除去海水系配管の壁貫通部より地下水漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
32	6号機	復水前置ろ過装置制御盤の改造後の確認において、警報ブザーが鳴らないことが認められたため、当該ブザーを交換	D	
33	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水ポンプ第2淡水注入元弁空気駆動部の点検において、減圧弁のフィルタ部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
34	6号機	主蒸気配管温度（A～D）検出器の点検において、検出ケーブルの端末部の被覆に劣化が認められたため、当該端末部を再接続	D	
35	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）給水流量調整弁空気駆動部の点検において、駆動空気元弁の本体ナット部及びグラウンド部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
36	6号機	復水前置ろ過装置バイパス電動弁の点検において、制御用フレキシブル電線管の一部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
37	6号機	原子炉建屋3階制御棒駆動機構マスターコントロールエリアに水溜り（約3.3リットル、汚染無し）が発見されたため、対応検討	D	
38	6号機	廃棄物処理系排水放出放射線監視用モニタにおいて、検出器の汚れが原因と思われる指示不良が認められたため、当該モニタ検出器を点検・清掃	D	
39	6号機	廃棄物処理建屋1階廃液濃縮器洗浄制御盤上部に雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
40	6号機	廃棄物処理系サンプポンプの運転状態（起動・停止）記録計に動作不良が認められたため当該記録計を点検・修理	D	
41	6号機	循環水系逆洗弁ピット内の循環水配管貫通部より地下水漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
42	集中環境施設	補助ボイラポンベ室酸素濃度計に指示値不良が認められたため、当該濃度計を点検・調整	D	
43	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋屋外西側壁面の電線管に錆が認められたため、当該電線管を補修・塗装	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで